「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針(案)(概要)

項目	内容
外出・移動	○感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛○不要不急の県外との往来については、極力控える○営業時間短縮要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
会食 (飲食)	○同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・2時間以内で行う ○不特定多数が集まり、混雑が想定される催しは参加しない
飲食店(措置区域内)	○営業時間及び酒類提供の制限 ①感染防止対策認証店 営業時間を5時~21時(酒類の提供は、11時~20時) 飲食を主とする店舗のカラオケ設備は感染対策を徹底して利用可 ②認 証 店 以 外 営業時間を5時~20時(酒類の提供を行わない) 飲食を主とする店舗のカラオケ設備の利用自粛 ○同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合)
イベント	○原則大声ありのイベントについては5,000人以下かつ収容定員の半分までで開催
施設	○入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
会社・職場	○在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の出勤者数の削減及び密集 を防ぐ取組を行う○職場で集団感染が発生していることを踏まえ休憩室、更衣室、喫煙室、社員食堂等に注意
学校	○地域の感染状況を踏まえ、分散登校等を実施○部活動は、原則休止